

国内募集型企画旅行条件書

この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は TRAPOL 株式会社（以下「当社」といいます）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、以下の通りとなります。募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお示しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部をご確認の上ご利用下さい。
 - ・都度利用プラン：旅行距離や時間に応じて、申し込み画面表示の料金を支払っていただくプランです。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送機関等の提供する運送その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申込み

- 本サービスの利用にあたっては、申し込みフォームから、会員登録の申し込みを行っていただきます。当社が、当該申し込みの承諾を行った会員は、当社所定の旅行予約フォームから、本規約に同意の上、旅行商品の申し込みを行っていただきます。その後、当社は、本申し込みに対して、旅行手配完了の通知（承諾の通知）を行います。
- 旅行代金のお支払いについては、旅行終了時点で現金又はクレジットカード（VISA,Master,JCB,Amex）、その他当社が現地に表示する決済方法にて行います。
- 当社は団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、又は旅行者の代理権を有する申し込み者（契約責任者）が実際の旅行者に代わって契約を行った場合、旅行契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又

は義務については、何らの責任を負うものではありません。

6. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

7. 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

3.旅行契約の成立時期

1. 旅行契約は、原則として当社がお客様の申込みの通知を受けて、同申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。

4.旅行代金の支払い時期

1.旅行申込み時に旅行代金をお支払いいただきます。

5.契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合においては、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

1. 当社の業務上の都合により、締結すべきでない又は締結できないと判断したとき。

2. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

3. お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合。

4. お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行なった場合。

5. お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社らの信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行なった場合。

6. 契約書面の交付

1. 当社は旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約の電子書面（以下、「契約書面」という。）を提示します。
 2. 契約書面を交付した場合において、当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面記載するところによります。
-

7. 確定書面

1. 契約書面において、確定された旅行日程又は運送の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始前までにこれらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
 2. 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
 3. 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。
-

8. 契約内容の変更

1. お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
2. 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行の内容を変更することがあります。

但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9.お客様の交替

当社と旅行契約を締結したお客様は、契約上の地位を第三者に譲り渡すことはできません。

10.お客様による旅行契約の解除

■お客様からの企画料金又は取消料をいただく場合

1. 旅行契約が成立した後、会員は、当社所定の旅行予約フォームに表示された手順に従って同旅行契約のキャンセルをすることができます。ただし、第3項に規定する場合には、キャンセル料がかかります。
2. 旅行契約が成立した後、会員がキャンセルを行うことなく、また、当社が事前に通知する緊急連絡先への事前の連絡もなく、指定の旅行開始場所に旅行開始の目安時間を5分経過しても旅行者が現れないときには、当社又は運送サービス事業者の判断において旅行契約がキャンセルされたものとみなすことができます。
3. 旅行契約が成立した後、以下のとおりキャンセルされた場合には、1回あたり500円のキャンセル料がかかります。
 - (1)旅行契約成立後、車両確定の通知が会員に到達した後、お客様都合でキャンセルする場合
 - (2)本サービスにおいて確定した予約のキャンセルを合計3回以上行われ、キャンセルの頻度が高いその他キャンセル料をいただくことが相当と当社が判断した場合（判断した理由については回答できかねますのでご了承ください。）
 - (3)前項の規定に基づき、キャンセルされた場合キャンセルを行うことなく、また、当社が事前に通知する緊急連絡先への事前の連絡もなく、指定の旅行開始場所に旅行開始の目安時間を5分経過しても予約者が現れない場合
4. 前項の規定に基づきキャンセル料が発生する場合には、当該キャンセルに係る本予約申込みにて指定された決済方法にて、キャンセル料の決済をいたします。また、当社から会員に対して、キャンセル料が発生したことをメールにてお知らせします。
5. 本サービスは、本予約申込みにて指定された乗車地や降車地をもとに会員同士にて相乗りをいただくサービスですので、旅行契約が成立した後は、原則として旅行内容の変更をすることができません。

6. 会員が、旅行の開始前に旅行契約の変更（商社地や降車地の変更、同行者の人数の変更など）を希望する場合には、一度旅行契約をキャンセルの上、新たに予約の申込みをしていただきます。その場合であっても、第 1 項に規定するキャンセル料が発生することはご了承ください。

7. 会員が、旅行の開始後に降車地の変更を希望する場合であっても、旅行開始時までに決定されたルート途中での下車、当初の降車予定地での下車又は当初の降車予定地を経由した後に変更後の降車地まで継続しての乗車のいずれかの対応しかできません。ただし、当初の降車予定地を経由した後に変更後の降車地まで継続しての乗車については、運送サービス事業者の都合により対応できかねる場合もありますのでご了承ください

■お客様からの企画料金又は取消料をいただかない場合

お客様は上記の場合以外に、次に掲げる場合において、旅行開始前又は旅行開始後に企画料金又は取消料を支払うことなく企画旅行契約を解除することができます。

1. 旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
 - a. 旅行開始日又は終了日の変更
 - b. 旅行の目的地の変更
 - d. 旅行開始地の変更
2. 旅行代金が大幅に増額されたとき（お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。）
3. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
4. 当社がお客様に対し、旅行開始前までに確定書面を交付しなかったとき。
5. 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

11.当社による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

当社は、次に掲げる場合において、お客様に事由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- b. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は、団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれが

あると認められるとき。

c. お客様が、契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

d. スキーなどを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約内容の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

e. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

f. 通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

g. お客様が第5条4項から6項に該当することが判明したとき。

【2】旅行開始後

1. 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いて払い戻しいたします。

a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与できない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。

d. お客様が第5条4項から6項に該当することが判明したとき

2. 前項の a、c の規定により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様のご負担で出発地に戻るために必要な手配を引き受けます。

12.旅行代金の払い戻し

当社は、第8条の規定により旅行代金が減額された場合又は第10条及び第11条の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算し

て30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

13. 旅程管理

1. 当社はおお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がおお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

a. お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。

b. 本項 a の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。

2. お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます

14. 当社の責任及び免責事項

1. 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負います。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2. お客様が次に掲げる事由により損害を被った場合においても、当社は本条1項の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失がある場合は、この限りではありません。

a. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

b. 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害

c. 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

d. 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

e. 自由行動中の事故

f. 食中毒

g. 盗難

h. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

3. 当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）を限度として賠償します。

15.お客様の責任

1. お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
2. お客様は、当社から提供された情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、提供された旅行サービスが記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

15.特別補償

1. 当社のお客様が当該旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、標準旅行業約款特別補償規程の定めにより以下の金額の補償金又は見舞金を支払います。但し、特別補償規定第2章の事由による場合は、補償金等は支払いません。

死亡補償金：国内旅行 1,500万円

入院見舞金：国内旅行 2～20万円

通院見舞金：国内旅行 1～5万円

携行品損害補償金：お客様1名につき15万円を限度

（但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）

2. 当該募集型企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日（旅行地の標準時によります。）が定められている場合において、その旨および当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われていない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「募集型企画旅行参加中」とはいたしません。

16.旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が運送機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、諸設備の不足が発生したこと等によって行われた場合は、当社標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金額が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

当社は、下記の表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。

- ①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令
- ⑤欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止
- ⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運航計画によらない運送サービスの提供
- ⑦お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
[1] 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.3	3.0
[2] 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへ変更（変更後の等級及び設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。）	1.0	2.0
[3] 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0

- 注 1. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始（乗車開始）以降にお客様に通知した場合をいいます。
- 注 2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
- 注 3. [4]に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

17.個人情報の取扱いについて

1. 当社は、ご提供いただいた個人情報について、

- (1) お客様の間の連絡
- (2) 旅行に関する運送機関等のサービス手配、提供
- (3) 旅行に関する諸手続
- (4) 当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続き
- (5) 当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供
- (6) 旅行後のご意見やご感想のお願い
- (7) アンケートのお願い
- (8) 特典サービス提供
- (9) 統計資料作成

に利用させていただきます。

2. 前項 (2),(3)の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号等を運送機関に、書類又は電子データにより、提供することがあります。

3. 当社はお客様から書面によってご提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、利用させていただきます。

4. 利用する個人情報は、当社が責任を持って管理します。

5. 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。

6. お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。 問合せ窓口は本社相談窓口となります。

個人情報保護管理者

お問い合わせ窓口：関西電力株式会社

お問い合わせフォーム：<https://webform.kepco.co.jp/form/pub/crs/kanmobi-kidlessons>

営業時間：毎日 15：00 ～ 19：00（土日祝除く）